

会議の概要（議事録）

会議の名称	(番号) 1-03	令和4年度第5回 墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会		
開催日時	令和5年3月27日（月） 午前10時から正午まで			
開催場所	オンライン会議			
出席者数	23名 【委員】 安藤朝規 しもむら 緑 たかはしのりこ 田中 哲 戸井田 光弘 中村悦子 松村雅生 森田典子 吉田大祐 （50音順・敬称略） 【主管課】 区民部税務課長 区民部税務課税務係長 区民部税務課税務係主査 区民部税務課課税係長 区民部税務課納税係長 区民部税務課税務係主任 区民部税務課課税係主任 区民部税務課納税係係員 総務部総務課長 総務部総務課文書管理係長 総務部総務課文書管理係主任 【事務局】 総務部長 総務課長 総務課文書管理係長 総務課文書管理係主任（2名） 総務課文書管理係係員			
会議の公開 （傍聴）	公開(傍聴できる) 非公開(傍聴できない)	部分公開(部分傍聴できる)	傍聴者数	0人
議題等	(諮問事項) 1 特定個人情報保護評価（地方税に関する事務）に係る第三者点検 2 区の保有する個人情報等の管理に関する規程（案）について (報告事項) 3 外部提供に係る一括承認事項の承認基準に該当する事業の追加について 4 その他			
配付資料	【議題1】 資料1 特定個人情報保護評価の概要 資料2 特定個人情報保護評価に係る第三者点検について（概要） 資料3 地方税に関する事務 全項目評価書（案）※ 別紙1～別紙4を含む。 資料4 第三者点検における観点 （資料4参考）特定個人情報保護評価指針第10の1（2）に定める審査の観点に おける主な考慮事項（個人情報保護委員会作成） 資料5 特定個人情報保護評価に係る第三者点検（補足資料） 資料6 地方税に関する事務 全項目評価書（案） 用語説明			

	<p>【議題2】 資料7 墨田区の保有する個人情報等の管理に関する規程（案）について</p> <p>【議題3】 資料8 外部提供に係る一括承認事項の承認基準に該当する事業の追加について</p>
<p>会 議 概 要</p>	<p>今般の運営審議会については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、オンラインによる会議の開催とした。</p> <p>【諮問事項1】特定個人情報保護評価（地方税に関する事務）に係る第三者点検 区民部税務課長及び事務局による概要説明の後、評価書の点検、意見等の交換を行い、差し支えないものとして承認した。点検・討議内容については、以下のとおりである。</p> <p>（委員） 資料3の評価書全体としては、おおむね特定個人情報保護評価指針に適合した形で記載されており、各種のリスク対応についても相当しっかり対応されているため、個人的にはおおむね妥当と理解しているが、4点ほど質問させていただきたい。</p> <p>1点目の質問は、資料3の評価書9ページの項番6情報提供ネットワークシステムによる情報連携についてである。先ほど説明のあった公金受取口座の情報連携に係る根拠法令は、記載されているもののうち、どれが該当するか。</p> <p>（税務課税務係主査） 公金受取口座の情報連携に係る根拠法令は、項番6の②法令上の根拠に記載されているもののうち、番号法第19条第8号別表第2の27の項である。これについては、特定個人情報の提供について地方税法関係事務が規定されている。この度、国により、こちらの事務手続に、公金受取口座情報の利用の項目が追加されたことが根拠となっている。</p> <p>（委員） 2点目の質問は、資料3の評価書42ページ及び77ページに記載されている「滞納整理情報ファイル」における特定個人情報の取扱いの委託に関するものである。委託しないと書かれており、念のための確認であるが、業務を遂行する上で、情報システムを利用することが想定されるが、記載されているとおり特定個人情報ファイルの取扱いの委託は行わないということで間違いはないか。</p> <p>（税務課納税係長） 滞納整理業務において、特定個人情報の閲覧は行っているが、委託は行っていない。</p> <p>（委員） 3点目の質問は、資料3の評価書81ページに記載されている「滞納整理情報ファイル」におけるリスクに対する措置に関するものである。リスク2の特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク及びリスク3の特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクに対する措置として、特定個人情報を所持していないという趣旨の内容を記載しているが、資料3の評価書49ページに記載されている特定個人情報ファイルの記録項目を見る限り、個人番号を保管しているように読み取れるため、特定個人情報を所持していないという意味合いを具体的に説明してほしい。</p> <p>（税務課納税係長） 滞納整理事務においては、特定個人情報の閲覧を行うことはあっても、これを利用して滞納整理の事務作業をしているわけではないため、「特定個人情報を所持していない」という表現となっている。資料3の評価書の記載については、より分かりやすい</p>

<p>会議概要</p>	<p>表現となるよう見直したいと考えている。</p> <p>(委員)</p> <p>評価書の表現を見直すということで承知した。</p> <p>4点目の質問は、資料3の評価書82ページの監査についてである。今回、評価の対象となる事務では、内部監査を実施しているとのことだが、その有効性を確認する意図で、誰が監査人であるか、監査基準はどうなっているのか、そして過去3年における監査人からの指摘事項はどんな内容であったかを教えていただきたい。</p> <p>(税務課課税係長)</p> <p>企画経営室長が監査人を務め、企画経営室ICT推進担当課長がグループ長を務め、企画経営室ICT推進担当職員がグループ委員を務めている。</p> <p>当該事務では、特定個人情報等の管理及び運用が適切に実施されていることを確認し、評価することを目的として、公表している評価書に記載された業務を対象に、助言型の監査を受けている。監査の基準としているものは、個人番号及び特定個人情報の管理に関する規程(平成28年墨田区訓令第1号)、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)(平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号)及び同ガイドライン別添1の特定個人情報に関する安全管理措置である。</p> <p>監査人からの指摘事項については、係ごとに回答する。まず、税務係は、個人番号が記載される書類として「軽自動車税の減免申請書」、「特別徴収義務者の退職所得の納入申告書」に添付される「退職所得源泉徴収票」及び「納税管理人の申告書」の3点を取り扱っている。これらを受理した際には、記録を取った上、鍵のかかるキャビネットに適切に保存しており、そのことを監査人から指摘を受ける前に担当者マニュアルにも記載していたが、窓口で受付を行う当該事務の担当職員以外の職員に対し、書類の管理方法を含む制度の周知が不足しているとの指摘を受けた。そのため、これらの書類を取り扱う事務において、特定個人情報を利用していることについて全職員への再周知を行った。</p> <p>(税務課課税係長)</p> <p>課税係は、独自に利用している「課税現況管理システム」及び「地方税ポータルシステム」を使用するノートパソコンについて、常時使用しているものではないため、鍵付きキャビネットに保管しているのみであったところ、これらの端末をワイヤーで固定するよう指摘を受けた。これを受け、令和5年度予算の要求時にワイヤーを購入するための費用を計上したため、購入後、ワイヤーで固定して保管する予定である。</p> <p>また、これらのシステムについて、セキュリティポリシー等の更新がされていないとの指摘を受けたため、システム業者と協議を進めている。特に「課税現況管理システム」は、既に静脈認証による二要素認証機能を有している住民税のシステムと連動して使用しており、実務上、単独で使用することはまれであるため二要素認証機能を有していなかったが、令和5年度中を目途に二要素認証機能を導入することを目指しており、その上で、セキュリティポリシーを見直したい。</p> <p>(税務課納税係長)</p> <p>納税係は、特定個人情報の記載された資料を閲覧するのみであっても、その取扱いについて一層留意すべきとの指摘を受けた。これを受け、これまでも係内研修を実施していたが、それだけでなく番号法に基づくセキュリティ教育も受講することとした。特に、異動者及び新規採用職員に対する教育に一層力を入れて取り組みたい。</p> <p>(委員)</p> <p>指摘事項の状況を聞いた限りでは、特定個人情報の取扱いの現状に応じて改善すべ</p>
-------------	--

<p>会議概要</p>	<p>き点について何点か指摘を受けていると見受けられる。監査は、企画経営室長を監査人としてグループを組んで行っているとのことだが、特定個人情報保護監査についての知識を持つ者が監査人を務めているという理解でよいか。</p> <p>(税務課税務係長)</p> <p>ICT推進担当の専門知識を持つ職員が適切に監査をしていると認識している。</p> <p>(委員)</p> <p>特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインの安全管理措置を基に監査をしているとのことだが、これは特定個人情報の管理基準であり、監査基準ではないと理解している。監査基準について改めて説明してほしい。</p> <p>(税務課税務係長)</p> <p>詳細は確認後、別途、回答するが、ICT推進担当が作成した監査基準に基づいて監査を行っているとは認識している。</p> <p>※事務局注：国の個人情報保護委員会が公表している「地方公共団体等における特定個人情報等に関する監査実施マニュアル」及び「地方公共団体における監査のためのチェックリスト」の内容に沿って、区の内部基準を定めて適切に監査を行っていることを後日確認済みである。</p> <p>(委員)</p> <p>資料4の第三者点検における観点の〔適合性の観点〕における観点1「しきい値判断に誤りがないか。」の項目において、対象人数が30万人以上に該当すると記載されているが、住民基本台帳では本年3月1日時点において人口28万人である。30万人以上とした根拠を教えてください。</p> <p>(税務課課税係長)</p> <p>実際、住民は28万人だが、住民税の賦課決定においては住民登録外課税というものが、墨田区に住民票がなくても墨田区に居住されている方々の課税権があるため、それらを含めて30万人以上と認識している。</p> <p>(会長)</p> <p>種々意見が出たところではあるが、この諮問については差し支えないものとして承認してよろしいか。</p> <p>(委員一同)</p> <p>異議なし</p> <p>【諮問事項2】区の保有する個人情報等の管理に関する規程（案）について</p> <p>総務部総務課文書管理係長による概要説明の後、種々意見交換を行った結果、意見を踏まえて精査すべき点があるものの、差し支えないものとして承認した。発言内容については、以下のとおりである。</p> <p>(会長)</p> <p>まず、規程の性格を教えてください。これは、区長が定めるものか。</p> <p>(総務課文書管理係長)</p> <p>自治体には、職員向けの守らなくてはならないルールとして「訓令」という法形式がある。これまでもマイナンバーを含む個人情報の管理に関しては、訓令という形で規程を設けていたため、これに倣い、同様の形式で区長が定めることとした。訓令は職員向けのルールであるものの、条例や規則と同様、例規集に掲載し、一般に公表している。</p> <p>(会長)</p>
-------------	--

<p>会 議 概 要</p>	<p>個人情報の保護に関する法律第66条では、保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならないと規定している。この法律の特殊な部分ではあるが、法律、政令、省令といういわゆる法令に加えてガイドラインというものがある。ガイドラインの中身は、法の解釈という形で法律の中身の部分と法律の外にあって「望ましい」と表記される助言・監督のような部分がある。墨田区において訓令で定める予定である当該規程に違反した場合、法第66条違反となるのか。</p> <p>(総務課文書管理係長)</p> <p>当該規程は、条例と異なり、個人情報保護委員会に直接提出するものではないが、一般に公表されるため、何かあればこの規程に基づいて処理がされているのか確認を受けることになる。個人情報保護委員会は、今後、全国の自治体に順番に立入検査等をして各自治体の安全管理について確認していくこととしている。その中で、当該規程に基づいて個人情報が管理されているか確認を受けた上で、必要があれば、指導、助言、指摘等を受けることになると考えている。</p> <p>(会 長)</p> <p>私の考えであるが、当該規程に反しても、すぐに法第66条違反とはならないのかもしれないが、内容によっては十分、法に違反するおそれがあるというような一つの判断基準になる気がしている。</p> <p>関連して、国は、地方公共団体が安全管理措置の基準を作成する際、その内容をチェックして意見することが新たな審議会の役割の一つと説明しているかと思うが、墨田区においても、当該規程を作成し、それが遵守されているかチェックすることが、新たな審議会の重要な役割になると考えてよいか。</p> <p>(総務課文書管理係長)</p> <p>新たな審議会に、規程の遵守状況を個々にどこまで細かく説明できるかは現段階では決まっていない点が多いが、当該規程において自己点検及び監査について規定しており、この結果の概要を法の運用状況と併せて審議会に報告し、意見をもらうことは可能と考えている。</p> <p>(会 長)</p> <p>前置きが長くなってしまったが、当該規程の各規定の意味を質疑によって明らかにすることができるため、修正の意見だけではなく、内容についての質問もあれば伺いたい。というのも、例えば、法律や条例が国会や議会に出されたときに審議することは、その法律等の制定又は改正に賛否を表明するだけではなく、法律等の規定がどのような意味を持っていて、それによってどのようになるのかを確認する役割がある。</p> <p>(委 員)</p> <p>規程(案)第17条第2項の特定個人情報ファイルの取扱状況の記録には、情報システムの操作ログの記録も含まれるか。また、記録がなされているかを定期的に確認するのか。</p> <p>(総務課文書管理係長)</p> <p>第17条第2項は、アクセスログが残らないようなアナログの処理についての規定であり、アクセスログが残るものについては別に規定している。</p> <p>定期的な確認については、個人情報や特定個人情報に限らない情報資産全体について、ICT推進担当が策定しているセキュリティポリシーにおいて同様の取扱いルールを定めているため、その中で併せて行っていると聞いている。</p> <p>(委 員)</p> <p>そうであれば、法第66条の安全管理措置としては、当該規程(案)とICT推進</p>
----------------	--

<p>会議概要</p>	<p>担当が策定した情報セキュリティポリシーの2つが含まれるということで理解した。</p> <p>(委員)</p> <p>現行の規程では第1章の中で定められている「職員等の責務」が、新たな規程では第4章として突出して定められているが、このようにした理由とこれまでとの違いを説明いただきたい。</p> <p>(総務課文書管理係長)</p> <p>作成するに当たり、参考にした国が定めた安全管理措置の指針の順番と章立てに合わせたものであるが、教育研修があって、その上で職員の責務を意識させるという流れでこの位置にあるものとする。</p> <p>(会長)</p> <p>個人情報の取扱いにおいて発生する問題の多くは委託先の問題だと思うので、委託について相当詳細に記載しているのはよいと思うが、規程(案)第44条第7項及び第8項では、委託や再委託だけでなく、それ以下の委託まで想定した条文となっている。再々委託やそれ以下の委託の実績はあるか。</p> <p>(総務課文書管理係長)</p> <p>総務課では、各課が個人情報を取り扱う業務の委託において、再々委託以降の委託を行っているかを把握はしていないが、個人情報を取り扱う業務である以上、段階を踏んだ委託はそれほどないと考えられる。</p> <p>当該規程(案)は、国の安全管理措置の指針を参考にして作成したため、再々委託以降の委託も想定したものとなっている。</p> <p>(会長)</p> <p>個人情報の取扱いにおいて問題が発生するとそのことが報道されることもあるが、その多くは個人情報を取り扱う業務を受託した事業者が、必要な手続を行わずに再委託を行っていたというものである印象が強い。再々委託以降の委託は、実施機関においても管理することが難しく、再々委託以降の委託を前提として規程を作成する必要があるか疑問である。</p> <p>総務省の規程は、再々委託以降の委託を明示していないようだが、他の規程において、再々委託以降の委託まで明示している規程はあるか。</p> <p>(総務課文書管理係長)</p> <p>厚労省や他の省庁の規程には再々委託以降の委託の記載がある。</p> <p>(会長)</p> <p>先ほども申し上げたとおり、自治体において発生する個人情報の取扱いに関する問題の多くは、委託先で起こるものである。墨田区におけるこれまでの委託実績や実施機関の意向を確認した上で、事件を未然に防ぐため、問題の発生しやすい再々委託以降の委託は規程に記載しないこととし、再々委託以降の委託を墨田区が率先して制限することはできないか。</p> <p>(総務課文書管理係長)</p> <p>システム保守契約などシステム系の場合は、再々委託以降の委託があり得るという印象を持っている。再々委託以降の委託を一律に禁止するような契約のルールは存在しないため、再々委託以降の委託については、最終的には委託を行う主管課が、その業務の性質を考慮した上で承認するかどうかを決めることになる。当該規程は、主管課が仮に再々委託以降の委託を承認した場合であっても、再々委託以降の委託先に対しても個人情報の安全管理措置の徹底を図るものであり、再々委託以降の委託を推奨するものではない。</p>
-------------	---

<p>会 議 概 要</p>	<p>(会 長)</p> <p>再々委託以降の委託を想定した規程とするかは再度検討していただきたいが、仮にこれまで再々委託以降の委託を行った実績があって、再々委託以降の委託を想定した規程とすることがやむを得ないとしても、必要最小限のものにするか、再委託までを原則としてそれ以降の委託は問題の発生しにくいものに限るようにしたほうがよいかと思う。</p> <p>(総務課文書管理係長)</p> <p>今後は、再委託先や再々委託先の委託内容をこれまで以上に把握できるような仕組みとするため、その実態を踏まえて、どのように運用していくことができるのかを検討する。</p> <p>(会 長)</p> <p>各課における個人情報取扱業務の委託状況は、総務課で把握しているのか。</p> <p>(総務課文書管理係長)</p> <p>現在も個人情報取扱業務の委託状況については各課から報告を受け、一覧にしている。今後も報告を受け、総務課で集約する予定である。</p> <p>(会 長)</p> <p>今後の審議会の役割として個人情報の安全管理措置について確認をしていくということであれば、個人情報取扱業務の委託状況の確認を柱にするとよいのではないか。</p> <p>(総務課文書管理係長)</p> <p>承知した。</p> <p>(会 長)</p> <p>規程(案)第21条では「してはならない」と規定している一方で、第19条では、「するものとする」というやんわりとした義務規定のような規定をしているが、直接的な義務規定ではなく、このように規定している理由とその見込まれる効果を教えていただきたい。</p> <p>(総務課文書管理係長)</p> <p>規程を全部改正する中で、基本的には、強く義務付ける部分を「しなければならない」とし、それ以外の義務付けの部分を「するものとする」と分けて規定しているが、整理し切れていないというのは、指摘のとおりである。第19条については、改正前は「してはならない」と規定されており、改めて全体的に精査する。</p> <p>(会 長)</p> <p>第19条と第20条を見比べると、第19条の規定に違和感があるため、吟味することを勧める。</p> <p>(委 員)</p> <p>規程(案)第12条の複製等の制限において、保有個人情報が記録されている媒体の外部への持ち出しについての規定がある。以前は紙媒体に記録した個人情報を提供していたため紛失のリスクがあったと思うが、現在も紙媒体を利用する運用を行っているか。</p> <p>(総務課文書管理係長)</p> <p>提供の性質や量にもよるが、紙媒体を利用することもあると認識している。</p> <p>(委 員)</p> <p>紙媒体を利用する場合における保有個人情報の外部への流出を防止するための規定や管理方法についての規定の必要性について伺いたい。</p> <p>(総務課文書管理係長)</p>
----------------	---

会 議 概 要

規程（案）の中では、保有個人情報等の暗号化やパスワードの設定について規定しているが、これらは保有個人情報を電子媒体に記録した場合を想定した安全管理措置である。電子媒体に限らず紙媒体であっても、保有個人情報が記録されたものを運搬するには紛失防止のため鍵付きのケースに収納するなどの措置を講じる必要があるため、紙媒体に記録された保有個人情報の取扱いについても規程の中に落とし込むことを検討する。

（会 長）

規定（案）第50条及び第51条では、定期及び必要に応じて随時点検又は監査を行うと規定されているが、定期とはどれくらいの頻度を想定しているか。

（総務課文書管理係長）

点検は各課において年1回自己点検を行うことを検討しているが、監査は全ての課の全ての事務について年1回行うことは現実的に難しいと考えている。マイナンバーの監査もある程度サイクルを決めて、毎年数課ずつ順番に行っているため、これを参考にどのような頻度で行うかのルールを定めたいと考えている。

（会 長）

これは、規程の問題というよりその背景の問題であるが、国では、コロナ対応を行う中で、ICTに対応できる体制が整備されていないことが判明し、大きな問題となっている。例えば、厚労省がコロナに関する情報システムをアウトソーシングした際、行政側にそのシステムをチェックする能力のある職員がいないということが明らかになった。当該規程においても、ICTの問題と深く関わることとなると思っている。各省に組織が分かれている国より、組織間の垣根が低い地方公共団体のほうがICT部門と現場業務部門の連携を取りやすいかと思うが、墨田区はICTの知識を持つ職員の育成やICT部門と現場業務部門の連携は進んでいるか。

（総務課文書管理係長）

本区でもDXの推進を図っているものの、全庁的にICTのスキルを持つ職員が育成されている状況とは言い難いが、ICT推進担当では、外部の意見を取り入れながら、各部署に対し適切なDXの進め方や情報セキュリティの知識の浸透について積極的に働き掛けをしているため、徐々に各課においてICTのスキルを持つ職員が育成されつつあるという状況かと思う。ICTに関する部分については、各課の判断だけで行うのではなくICT推進担当と密に連携を取り、そのスキルやノウハウを活用していきたいと考えている。

（会 長）

組織間の垣根が低いという地方公共団体の特性を活かし、特に個人情報の取扱いにおいて問題が発生しやすい委託の実施やそのチェックにおいて、ICT部門と現場部門で連携できるよと思う。

（総務課文書管理係長）

先ほどの会長からの指摘にも関連するが、委託先において個人情報の不適切な取扱いが発生しやすい点については、改正法適用後は、委託先に対し確認すべき事項を書面で提出することを求めることにした。この取扱いについては、他の自治体はそこまで求めているということで委託先事業者からの反発も受けたが、本区としては委託先における個人情報の適切な取扱いに力を入れ、個人情報の漏えい等の防止に努めたいという意図から取り組んでいる。これに加えて、ICT推進担当との連携も一層強化していきたい。

（会 長）

<p>会 議 概 要</p>	<p>種々意見が出たところではあるが、この諮問については、一部意見を踏まえて精査すべき点があるものの、差し支えないものとして承認してよろしいか。 (委員一同) 異議なし</p> <p>【報告事項1】外部提供に係る一括承認事項の承認基準に該当する事業の追加について 事務局から一括承認事項の承認基準に該当する事業の追加について、概要を説明した。委員からの質問や意見はなかった。</p> <p>【その他】 墨田区個人情報保護条例の廃止及び運営審議会条例の改正による委員構成の変更により、現在の委員構成による審議会の開催は最後となるため、審議会の代表として会長及び副会長並びに事務局を代表して総務部長から挨拶を行った。</p> <hr/> <p>会議の概要は、以上である。</p>
<p>所 管 課</p>	<p>総務部総務課文書管理係（電話03-5608-6241）</p>